

相続ニュース

Vol.0120

2016年10月3日(月)

担当：MS事業部 三宮

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

遺言書と異なる 遺産分割協議の取り扱い

はじめに

遺言により指定された財産は、遺産分割協議により変更することができます。

実務では、どのように対応するのでしょうか。少しみていきましょう。

遺言書

遺言書は、被相続人がその死に臨んで自己の財産や身分関係についての遺志を明示したもので、被相続人の財産等は、原則としてその遺言書通りに配分もしくは処分されるべきです。

遺言者の意思表示

遺言は、被相続人の一方的な意思表示のため、相続人の生活感覚や経済状態まで配慮せずに想いのまま作成されることがあります。

財産の所有者である被相続人が作成した遺言は、十分に尊重されるべきものであり第一義的にはかなり有効ですが、財産の処分の唯一絶対的な方法ということではありません。

遺言と遺産分割協議

相続財産の処分でも相続人の理解が得られる方法は、相続人全員の合意による遺産分割協議です。相続人の希望や感情を踏まえ、遺言書と異

なる遺産分割協議がされることも実務ではありません。

一般的には相続人の合意（分割協議）は、被相続人の意思（遺言）よりも優先されるとされており、遺産分割協議の方が優位性が認められる場合もあります。

よって、遺言書があった場合は、第一義には遺言書による相続ですが、あまりにも現実にそぐわないもので相続人全員の合意とかけ離れているようだと遺産分割協議で相続することも認められているということです。

相続税の実務

遺言書と異なる遺産分割協議がされた場合の注意点は次になります。

① 遺言執行者がいない場合

相続人間で財産を自由に分割できます。

② 遺言執行者がいる場合

遺言執行者も遺産分割協議に参画し遺言執行者同意の上で、相続人全員の同意が必要です。

③ 相続人ではない受遺者がいる場合

受遺者の中に相続人ではない者がいる場合、基本的にはその者に遺言で指定された以外の財産を渡すことはできません。

おわりに

遺言書と異なる遺産分割協議をして財産を取得した場合でも、その相続人に対し贈与税が課されることは無いです。